

## 大気汚染防止法が改正され、令和3年(2021年)4月から石綿(アスベスト)飛散防止にかかる規制が強化されました！(一部の規定を除く。)

### 規制対象建材の拡大

- ✓これまで規制対象外であった石綿含有成形板等(レベル3建材)を含む全ての石綿含有建材が規制対象となりました。
- ✓レベル3建材の除去作業については、新たに作業基準が設けられました。(裏面参照)

### 罰則の強化・対象拡大

- ✓隔離等をせずに吹付け石綿等(レベル1・2建材)の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓元請業者だけでなく、下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。

### 事前調査の信頼性の確保

- ✓一定規模以上の解体等工事※1について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等が事前調査結果を熊本市へ報告しなければなりません。(令和4年(2022年)4月から)
- ✓「必要な知識を有する者※2」による事前調査を実施しなければなりません。(令和5年(2023年)10月から)
- ✓事前調査に関する記録を作成し、解体等工事終了後3年間保存しなければなりません。

### 作業記録の作成・保存

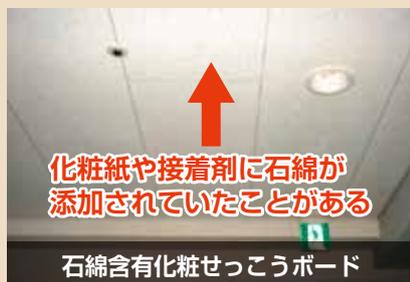
- ✓作業完了時は石綿作業主任者等必要な知識を有する者による取り残しの有無等を確認しなければなりません。
- ✓解体等工事終了後3年間作業記録を保存しなければなりません。
- ✓作業結果の発注者への報告をしなければなりません。

※1 床面積の合計が80㎡以上である建築物の解体、請負代金が100万円以上の改造・補修

※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

## 石綿含有成形板等が使用されている例

石綿含有成形板等は、工場や事業場のほか一般的な住宅にも使用されていることがあります。

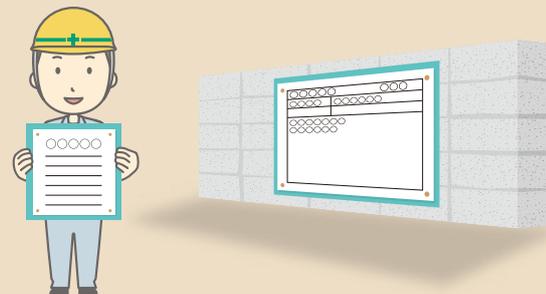


# 石綿含有建材（特定建築材料）の除去について

## ○ 事前調査結果の掲示

事前調査結果の写しを解体等工事の施工期間中現場で常に確認できる状態にしておかなければなりません。

また、JIS規格A3以上のサイズの大きさを公衆に見やすいように掲示する必要があります。



## ○ 特定粉じん排出等作業実施届出

レベル1・2に該当する特定建築材料を除去する場合は従来どおり届出の提出が必要ですが、石綿含有仕上塗材（吹付パーライト及び吹付バーミキュライトを除く）については、令和3年（2021年）4月から提出不要となりました。

特定建築材料の種類	特定粉じん排出等作業実施届出
レベル1・2	熊本市環境政策課へ提出
レベル3	提出不要



## ○ 作業基準

令和3年（2021年）4月からレベル3建材に作業基準が適用されます。

特定建築材料の種類		作業基準
レベル1・2	吹付石綿 石綿含有断熱材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>除去時は下記（1）、（2）またはこれと同等以上の措置を講ずること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）かき落とし・切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと</li> <li>（2）除去作業実施場所を隔離し、作業期間中は環境省令で定める集じん・排気装置を使用すること（別途環境省令で定める場合はその方法で可）</li> </ul> </li> <li>作業場及び前室の負圧確認を行うこと</li> <li>除去後、取り残しの有無の確認を行い、隔離養生を解く前に清掃を行うこと</li> </ul>
レベル3		<ul style="list-style-type: none"> <li>作業計画の作成、作業実施の記録、作業記録の作成・保存</li> <li>除去時は下記（1）、（2）またはこれと同等以上の措置を講ずること</li> <li>除去後、取り残しの有無の確認を行い、作業場内の特定粉じんを清掃すること（養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと）</li> </ul>
	石綿含有けい酸カルシウム板第1種	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1）切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと</li> <li>（2）（1）の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①除去部分の周辺を事前に養生すること</li> <li>②除去する建材を薬液等により湿潤化すること</li> </ul> </li> </ul>
	その他の石綿含有成形板等	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1）切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと</li> <li>（2）（1）の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化すること</li> </ul>
	石綿含有仕上塗材	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1）薬液等により湿潤化すること</li> <li>（2）電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去を行う場合は、次に掲げる措置を講ずること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①除去部分の周辺を事前に養生すること</li> <li>②除去する建材を薬液等により湿潤化すること</li> </ul> </li> </ul>

詳細は、熊本市もしくは環境省ホームページをご覧ください

熊本市ホームページ



熊本市 大防法改正

環境省ホームページ



環境省 大防法改正



熊本市環境局環境推進部環境政策課

TEL 096-328-2427